

施設使用料の改定について

－ 施設サービスを継続的に提供するために －

施設使用料の改定の趣旨

公共施設を管理運営し、施設サービスを提供するには、施設の維持管理費や人件費などの経費が伴います。

これらは施設サービスを利用する人が負担する施設使用料と税金によりまかなう仕組みとなっています。

施設サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保する必要があるため、受益者負担の原則を基本とし、施設サービスを利用する人に応分の対価を負担いただく必要があります。

また、適正な施設使用料を貴重な財源として活用し、利用者が快適にご利用いただけるよう、サービス提供体制の維持や機能更新を着実に進め、良質な公共空間を確保する必要があります。

こうした受益者負担の適正化は、健全財政を維持する歳入確保という側面のほか、**区民間の公平性の確保と施設サービスの維持・向上をめざし、区の実財政運営の改善を目的として取り組むもの**です。

(参考)施設サービス向上の一例

・オンライン予約の導入 ・キャッシュレス決済の導入 ・Wi-Fiの導入 ・おむつ交換台の設置 ・体育室空調設備の整備 など

公共施設の管理運営コストは施設使用料と税金でまかなわれています



利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保するための取組でもあるんだね



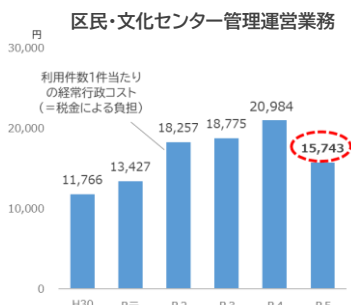
公共施設を取り巻くコストと負担の状況

近年、公共施設の老朽化に伴う改修工事が増加しているほか、物価高騰の影響等に伴い、施設の維持管理経費や建築・改築コストも大きく変動しています。

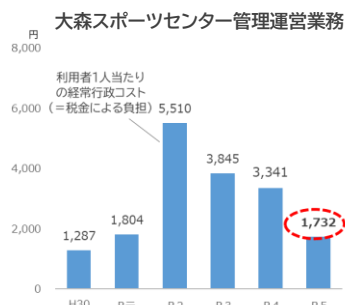
これらのコストと負担の状況をみると、現行の施設使用料額ではコストを賄えていない実態があります。

このような中、**施設サービスを継続的に提供するためには、施設サービスコストの縮減努力や利用促進・サービス向上の取組を前提としつつ、施設使用料の改定が必要な状況**です。

(参考)行政コストの状況



- A施設の集会室(3時間(午前)、35㎡)の施設使用料額は680円
- 利用件数1件当たりの経常行政コストは約16,000円



- 健康体育室B(3時間(午前)、225㎡)の施設使用料額は920円
- 利用者1人当たりの経常行政コストは約1,700円

将来世代により良い施設サービスを引き継ぐための取組

将来世代により良い施設サービスを引き継ぐため、下記の取組を進めていきます。

今後の人口推計等を踏まえ、
施設の適正配置に取り組み
ます

大田区公共施設等総合管理
計画等に基づき、計画的な
改修に取り組みます

区民間の公平性の確保と
施設サービスの維持・向上
のため、受益者負担の適正化
に取り組みます

施設使用料の基本的な考え方

大田区では、平成27年度に「統一的な施設使用料算定についての基本的な考え方」として、原価計算方式に基づく共通の基準・方法を定め、令和6年度に改めて考え方を整理しました。

これ以降、施設使用料は、施設サービスコストの縮減努力を前提としつつ、共通の基準・方法により算定した額に改定することにより、施設サービスコストを適切に反映する受益者負担の適正化を図る取り組みを、原則4年ごとに行っています。

施設使用料改定一覧及び施設使用料の基本的な考え方の詳細は、区HPをご覧ください。

施設使用料の基本的な考え方

令和6年7月
大田区



▲
詳細はコチラ

(参考)受益者負担割合のイメージ

※受益者負担割合50%の場合

人件費		維持管理費		資本的経費	
受益者負担 50%	公費負担 50%	受益者負担 50%	公費負担 50%	受益者負担 50%	公費負担 50%

施設サービスの提供、施設の運営及び維持管理の業務に従事する職員に要する経費

施設サービスの提供、施設の運営及び維持管理のために必要な物品等の購入、委託等に要する経費

施設の建設費や大規模修繕費、高額な設備・備品等に要する経費(土地等は対象外)

施設サービスを永続的に提供するため、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます

お問い合わせ

大田区 企画経営部 企画課

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号
TEL 03-5744-1654